

## 確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

### 計画変更確認申請の対象が緩和されました。

「軽微な変更」の対象となるのは「一の変更」毎に規則第3条の2第1項第1号から15号までのいずれかに該当し、かつ、変更後も「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に該当する前提条件となり、補正できる対象が拡大されました。

(6月1日から緩和されております。)



● 「計画変更」の対象となる計画変更確認申請は・・・  
「軽微な変更」の対象にならない、「計画変更確認申請」の対象となる計画変更は、下記のもので想定されております。

#### ◆ 敷地関係

- ① 敷地に接する道路の幅員等の変更(1号の「敷地に接する道路幅員の変更」)
  - ・ 道路幅員が小さく(狭く)なる場合
- ② 敷地面積及び敷地境界線が変更(2号の「敷地面積の変更」)
  - ・ 敷地面積が減少する場合
  - ・ 敷地境界線が変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合

#### ◆ 基礎関係

- ① 基礎杭の位置の変更(8号の「位置の変更」)
  - ・ 基礎杭及び当該基礎杭に接する基礎梁以外の基礎に応力の変更が生ずる場合
- ② 基礎杭の構造の変更(9号の「構造の変更」)
  - ・ 基礎杭の強度又は耐力が減少する場合
- ③ 直接基礎の地盤改良の工法の変更(9号の「構造の変更」)
  - ・ 直接基礎の地盤の強度又は耐力が減少する場合

#### ◆ 庇・屋根版・小梁関係

- ① 庇(屋根版)位置の変更に伴う大きさの変更(8号の「位置の変更」)
  - ・ 屋根版及び当該屋根版に接する梁や柱等の部材以外の部材に応力の変更が生ずる場合
- ② 小梁の位置の変更(8号の「位置の変更」)
  - ・ 小梁及び当該小梁に接する大梁等以外の部材に応力の変更が生ずる場合

#### ◆ 鉄骨造関係

- ① 鉄骨の種別や断面性能の変更(9号の「構造の変更」)
  - ・ 部材の強度又は耐力が減少する場合
- ② 継手又は仕口の変更(9号の「構造の変更」)
  - ・ 部材の延焼の恐れのある部分にある外壁の開口部に該当することとなる場合
  - ・ 強度又は耐力が減少する場合

### ◆ RC造関係

- ① 柱・梁等の配筋や断面形状の変更(9号の「構造の変更」)
  - ② 鉄筋の仕様の変更(9号の「構造の変更」)
  - ③ 鉄筋の継手や定着方法の変更(9号の「構造の変更」)
  - ④ コンクリート材料の変更(9号の「材料または構造の変更」)
  - ⑤ 耐力壁の開口部の位置や大きさの変更(13号の「位置及び大きさの変更」)
    - ・ 剛性や耐力が減少する場合。
    - ・ 採光及び換気に有効な面積が減少する場合
- } 部材の強度  
又は  
耐力が減少する場合

### ◆ 防火・避難関係

- ① 間仕切壁の位置の変更(9号の「位置の変更」)
  - ・ 主要構造部及び防火上主要な壁の位置の変更や一部の追加又は取止めの場合
- ② 避難安全検証における建具開口の位置や大きさの変更(13号の「位置及び大きさの変更」)
  - ・ 避難階段までの歩行距離が長くなるもの
  - ・ 採光及び換気に有効な面積が減少する場合

### ◆ 設備関係

- ① 配管貫通口等の壁の小さな開口部の位置や大きさの変更(13号の「位置及び大きさの変更」)
  - ・ 採光及び換気に有効な面積が減少する場合
- ② ダクトの長さ等の変更(15号の「材料、位置又は能力の変更」)
  - ・ 換気システム全体としての性能を低下する場合
  - ・ 防火区画を貫通する材料・ダクト材料の変更にあつては機能が低下する材料の場合
- ③ 排煙設備や非常用照明装置等の変更(15号の「材料、位置又は能力の変更」)
  - ・ 性能が低下する場合

### ◆ 一般構造関係

- ① 階段の段数の変更(構造耐力上主要な部分)(8号の「位置の変更」)
  - ・ 床版及び当該床版に接する大梁等以外の部材に応力の変更が生ずる場合
- ② 階段の構造の変更(構造耐力上主要な部分)(9号の「構造の変更」)
  - ・ 部材の強度又は耐力が減少する場合

### ◆ その他

- ① 用途の変更(7号の「用途の変更」)
  - ・ 令第137条の17で指定する類似の用途相互間以外の用途の変更
  - ・ 構造耐力上必要な部材で鉄骨造からRC造に変更する場合

### ◆ 高度な計算や検討が必要なもの

- ① 構造耐力関係規定では、全体架構モデルの際計算を要するもの
- ② 防火、避難関係規定では避難安全検証法や耐火性能検証の再検討を要するもの
- ③ 集団規定では、日影規制に係る日影図による再検討や天空率の再計算を要するもの

### ★★ 申請者の皆様へのお知らせ ☆☆

完了検査申請がなされた後は、計画変更の確認申請を行うことができないこととなりますので、完了検査の円滑な実施を図るため、完了申請前に変更内容について、お気軽に相談されますようお願いいたします。(建築班)